

平成20年度

食の安全・安心・信頼性の確保
に向けた施策に関する報告書

栃木県

食の安全・安心・信頼性の確保 に向けた施策に関する報告について

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成
18年栃木県条例第39号）第18条の規定により、食の安
全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書を提出
します。

平成21年9月18日

栃木県知事 福田 富一

目 次

I	はじめに	1
II	基本計画に基づく事業の実施状況	1
	1 基本計画について	1
	2 施策体系図	2
	3 事業の実績	
	基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保	
	(1) 安全な農産物の生産	3
	(2) 生産者等に対する監視指導の強化	6
	(3) トレーサビリティの考え方の導入促進	8
	基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	
	(1) 食品営業者等による自主衛生管理	9
	(2) 食品営業者等に対する監視指導の強化	12
	(3) 食品表示の適正化の推進	15
	基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保	
	(1) 食品の安全性に関する理解促進	17
	(2) 消費者相談体制の充実	19
	(3) 食育の推進	20
	基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立	
	(1) 食品に関する情報共有の促進	23
	(2) リスクコミュニケーションの推進	25
	(3) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援	26
	基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化	
	(1) 食品安全行政の総合的推進	28
	(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	30
	(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	32
	(4) 健康危機管理体制の強化	34
	★ 成果指標一覧	35
III	危害情報の申出	36
IV	施策の提案	36
V	とちぎ食の安全・安心推進会議の開催	37
	用語解説	39

I はじめに

この報告書は、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（以下条例）第 18 条の規定により、県が平成 20 年度に「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（以下基本計画）」に基づいて食の安全・安心の確保に関して講じた施策を、県議会に報告し、県民に公表するものです。

- ◎ 基本計画の基本目標ごとに平成 20 年度に講じた個別の事業内容と実績を記載しました。
- ◎ 指標を設定した項目を一覧にまとめ、年度目標の達成状況について評価を行いました。
- ◎ 今後さらに取組む内容について、施策の展開として取りまとめました。

II 基本計画に基づく事業の実施状況

1 基本計画について

(1) 趣旨

条例の基本理念に基づき、食品の生産・加工・流通・消費・廃棄・再生の各般にわたる施策を総合的かつ計画的に推進する。

○条例の基本理念（第 3 条）要旨

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に県・事業者が必要な措置を講ずる
2. 県・事業者・県民が、それぞれの責務・役割を果たし、信頼の下に取り組む
3. 科学的知見に基づき、県が国・市町と連携協力して適切な施策を講ずる
4. 県・事業者の積極的な情報の公開及び県民との意見交換等による情報の共有化を推進して共通認識の形成を図る

(2) 計画の期間

平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年

(3) 計画の基本的な考え方

- 食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保
- 関係者の相互理解と協働の推進
- 食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携

2 施策体系図

基本目標	施策目標	施策の展開（個別事業）	条例の該当条項
1 生産段階における安全と信頼の確保	(1)安全な農産物の生産	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の適正な使用推進（経営技術課） ・GAPの推進強化（生産振興課・林業振興課） ・家畜生産衛生の向上（畜産振興課） ・特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課） ・環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課） 	7条 9条 10条 15条
	(2)生産者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農業販売者等への立入検査強化（経営技術課） ・畜産における監視・指導（畜産振興課） ・養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課） 	
	(3)トレーサビリティの考え方の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課） ・家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課） 	
2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保	(1)食品営業者等による自主衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課） ・「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課） ・産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課） ・学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課） 	7条 9条 10条 15条
	(2)食品営業者等に対する監視指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課） ・学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課） ・無承認無許可医薬品の監視指導実施（薬務課） 	
	(3)食品表示の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課・経済流通課・くらし安全安心課・健康増進課） ・適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課・経済流通課） 	
3 消費段階における安全と信頼の確保	(1)食品の安全性に関する理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課・くらし安全安心課） ・各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課） ・地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課） 	7条 13条 16条 17条
	(2)消費者相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課） ・食と農に対する理解促進（農政課） 	
	(3)食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及啓発（農政課） ・子どものころからの食育の推進（農政課・健康増進課・健康課・文書学課・生活衛生課） ・環境にやさしい食生活の促進（農政課・農村振興課） 	
4 農業者・事業者・行政間の信頼関係の確立	(1)食品に関する情報共有の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性等に関する情報公開の推進（生活衛生課） ・食品衛生情報の共有（生活衛生課） ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課） 	11条 13条
	(2)リスクコミュニケーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換による相互理解の推進（生活衛生課・経済流通課） ・リスクコミュニケーターへの育成と活用（生活衛生課） 	
	(3)事業者と消費者の相互理解の推進と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する体験機会の拡大（農政課） ・消費者と事業者の理解促進（農政課・生活衛生課） ・地産地消運動の展開（農政課） 	
5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化	(1)食品安全行政の総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課） ・県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課） ・地域における農産物の安全・安心対策（経済流通課） ・他機関との連携（生活衛生課） 	12条 14条 17条 19条
	(2)監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーターへの育成（生活衛生課） ・食品衛生推進員の充実（生活衛生課） ・農業管理指導士等の養成（経営技術課） ・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課・畜産振興課） 	
	(3)安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬検査の効率化（生活衛生課） ・環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課） ・畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課） ・免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課） 	
	(4)健康危機管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・健康危機管理体制の強化（生活衛生課） 	

3 事業の実績

基本目標 1 生産段階における安全と信頼の確保

(1) 安全な農産物の生産

施策目標

農産物のGAP（農業生産工程管理手法）の取組を推進するとともに、生産者の衛生水準及び安全性に関する意識を向上させ、消費者の視点に立った、より安全性の高い農産物を提供します。また、循環型社会の視点に配慮し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

指標

指標名	年度（平成）	基準	19年度	20年度	21年度	22年度
		18年度				
GAPに取り組む生産組織数（組織）	指標	4	47	70	100	120
	実績			73	-	-
きのこGAP導入産地（産地）	指標	-	-	1	2	4
	実績			1	-	-
HACCP認証取得畜産農家数（戸）	指標	-	-	-	3	6
	実績			-	-	-
エコファーマー認定者数（人）	指標	6,570	7,683	7,200	7,600	8,000
	実績			7,324	-	-

事業の実施状況

① 農薬の適正な使用推進（経営技術課、薬務課）

・効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進しました。

事業内容	平成 20 年度実績
農薬の適正使用に係る普及啓発の強化	農薬危害防止研修会 7月開催 304人 病害虫雑草防除指針の発行 3,350部 県広報媒体を用いた広告の実施 広報誌1回、ラジオ1回、県ホームページ掲載

② GAPの推進強化（生産振興課、林業振興課）

- ・農産物の安全性確保を目的とした衛生管理や法令遵守等の実施により、消費者や実需者の信頼を確立するため主要な産地においてはGAPの導入を積極的に推進しました。
- ・きのこ類の主要な産地を対象として、産地ごとにGAP策定・導入を促進するための管理マニュアルの提案と工程管理者の育成を図りました。

事業内容	平成20年度実績
県内産地へのGAP導入を支援する指導者の確保と推進体制の強化	GAP指導者養成講座を開催 養成した指導者数34人
GAP実践産地の拡大	GAP実践生産組織数 73組織 (いちご、麦、トマト、なし) きのこGAP導入産地 1産地 (しいたけ)

③ 家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

- ・畜産農家への巡回指導等により、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防についての指導に努めました。
- ・「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づいたHACCP方式の普及に努め、生産者の意識向上を図りました。

事業内容	平成20年度実績
「家畜飼養衛生管理基準」の遵守指導の徹底	家畜衛生飼養管理基準に基づき指導した畜産農家 282戸
HACCP方式に基づく管理手法の指導	指導農家数 畜産農家9戸
畜産農家の飼養形態にあったマニュアル作成の指導	マニュアルを作成した農家 9戸
生産過程の危害因子（病原体、抗菌剤等）の定期的な検査分析と衛生管理の検証	衛生管理の検証を実施した農家 畜産農家9戸

④ 特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課）

- ・化学農薬と化学肥料を県慣行の半分以下で栽培した特別栽培農産物の生産の拡大を推進しました。

事業内容	平成20年度実績
「とちぎ特別栽培農産物（リンク・ティ）」に取り組む農業者及び品目・栽培面積を拡大	リンク・ティの取り組み 農業者数 242人 栽培面積 430ha 品目数 11品目

⑤ 環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）

- ・病害虫発生予察情報を活用した適期防除を推進するなど、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図りました。
- ・堆肥等を活用した土づくりと化学肥料、化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する生産者（エコファーマー）の育成支援に努めました。

事業内容	平成 20 年度実績
IPM（総合的病害虫・雑草管理）の推進	環境にやさしい総合防除マニュアルの作成配布 いちご 3,300 部、なし 1,500 部
	現地実証の実施（トマト）2 地区（塩谷、安足）
エコファーマーの認定促進と環境と調和のとれた技術の導入支援	エコファーマー認定者数 7,324 人
	エコファーマー認定促進ポスター及び消費者向け PR リーフレット作成配布
各種イベント等における、県やエコファーマー等の取組の紹介と、消費者の理解促進	各種イベントでの広報活動（パンフレット配布） 県民の日、農業試験場公開デー とちぎ“食と農”ふれあいフェア

今後の施策の展開

① 農薬の適正な使用推進（経営技術課）

農薬管理指導士の認定制度、GAPを活用して効率的な防除や農薬の安全・適正な使用を推進します。

農薬取締法など関係法令、農薬の特性、病害虫・雑草の防除に関することなど、農薬全般について知識を有し、指導的役割を果たす農薬管理指導士等の人材を育成します。

② GAPの推進強化（生産振興課、林業振興課）

GAP実践産地の拡大（にら、ぶどう、大豆、しいたけ等）を図るとともにGAP推進指導者養成のための研修会を開催します。

③ 家畜生産衛生の向上（畜産振興課）

畜産農家への巡回指導等により飼料の適正使用、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守、動物用医薬品の適正使用や疾病予防について指導に努めます。

「家畜の衛生管理ガイドライン」に基づいたHACCP方式の普及に努めるとともに、今後国において制度化される認証の取得について、生産者の意識向上を図ります。

④ 特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課）

リンク・ティの生産拡大及び使用した農薬や肥料などの生産履歴情報の公開を促進します。

⑤ 環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）

病害虫発生予察情報を活用した適期防除を推進するとともに、病害虫の発生増加を抑制するための指標策定を進め、化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図ります。

環境保全型農業を推進するため、エコファーマーの育成及び取組を支援するとともに消費者への啓発を行います。

基本目標 1 生産段階における安全と信頼の確保

(2) 生産者等に対する監視指導の強化

施策目標

農薬や動物用医薬品及び肥料・飼料の製造、流通、販売等における監視指導並びに生産者における適正な使用について指導を徹底します。

指標

指標名		年度（平成）	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農薬販売者、農薬使用者に対する 立入検査数 (件)	指標		317	339	320	320	320
	実績				292	-	-
動物用医薬品、飼料に関する 指導・検査数 (件)	指標		317	446	300	300	300
	実績				412	-	-
養殖衛生管理に関する 巡回指導実施業者数 (人)	指標		39	38	40	40	45
	実績				42	-	-

事業の実施状況

① 農薬販売者等への立入検査強化（経営技術課、薬務課）

- ・農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等を図りました。

事業内容	平成 20 年度実績
農薬販売者に対する立入検査の強化	農薬販売者、農薬使用者に対する立入検査 292件 うち改善指導件数58件

② 畜産における監視・指導（畜産振興課）

- ・家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランスや薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化しました。
- ・動物用医薬品や飼料の品質確認並びに流通・使用の適正化のための立入検査等を実施しました。

事業内容	平成 20 年度実績
家畜伝染病予防法に基づく、牛海綿状脳症（BSE）をはじめとした監視伝染病（97 疾病）の定期的検査の強化	BSE 検査 3,864 頭、牛ブルセラ病検査 11,469 頭 牛結核病検査 11,469 頭、馬伝染性貧血検査 939 頭
人獣共通感染症のサーベイランスの強化	高病原性インフルエンザウイルス検査 採卵鶏及び種鶏農場 89 戸 ウエストナイルウイルス検査 1 戸（蚊の採取:5 回）
畜産物由来の薬剤耐性菌発現状況の調査分析と抗菌剤の適正使用の推進	大腸菌群の薬剤耐性調査 15 検体、23 菌株中 9 菌株で薬剤耐性あり
動物用医薬品の販売、製造業者に対する、薬剤や飼料の適正表示及び品質確認のため立入検査、収去検査の実施	動物用医薬品の販売、製造業者等に対する立入検査 174 件 許可証不掲示（19 件） 飼料の販売、製造業者に対する立入検査 30 件 すべて適正
畜産農家立入による、薬剤の適正使用、治療履歴等の記録の有無等の確認	動物用医薬品の適正使用の確認調査 12 件 全て適正
畜産農家に対する飼料の適正使用の徹底	牛飼養農家に対する飼料の適正使用調査指導 196 件 全て適正

③ 養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）

- ・水産用医薬品の適正使用等の講習会の開催や巡回指導等により養殖衛生管理技術等の普及・向上に努めました。

事業内容	平成 20 年度実績
養殖魚生産業者を対象とした水産用医薬品の適正使用講習会や、衛生管理技術の向上を図るための巡回指導等の実施	水産医薬品適正使用指導等会議 2 回開催（参加 37 人） 巡回指導 対象 67 人 指導 42 人

今後の施策の展開

① 農薬販売者等への立入検査強化（経営技術課、薬務課）

- 農薬使用者、農薬販売者に対する立入検査を計画的に実施し、農薬使用基準の遵守、販売の適正化等を図ります。

② 畜産における監視・指導（畜産振興課）

- 家畜伝染病予防法に基づく監視伝染病の定期検査を実施するとともに、人獣共通感染症のサーベイランスや薬剤耐性菌の発現状況等調査などの安全性に関する監視を強化します。
- 生産現場での安全性のチェックのため、動物用医薬品や飼料の品質確認並びに流通使用の適正化について、製造販売業者や畜産農家への立入検査、収去検査等を実施します。

③ 養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）

- 水産用医薬品の適正使用等の講習会や巡回指導等により養殖衛生管理技術等の普及・向上に努めます。

基本目標 1 生産段階における安全と信頼の確保

(3) トレーサビリティの考え方の導入促進

施策目標

消費者の信頼を確保するため、農産物の生産履歴や畜産物の飼養管理情報の公開の取組を促進します。

指標

指標名		年度（平成）	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農産物の生産情報公開に取り組む 生産組織の割合（%）	指標		14	21	50	56	60
	実績				54	-	-
飼養管理情報を公開する 肥育牛飼養農家の割合（%）	指標		37	41	53	56	60
	実績				41	-	-

事業の実施状況

① 農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課）

- ・農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進しました。

事業内容	平成 20 年度実績
生産履歴の記帳とその内容確認の徹底指導	生産履歴記帳運動実施農協数 11 か所（54%）

② 家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）

- ・生産者団体による肉用牛の飼養管理情報公開の取組を促進しました。

事業内容	平成 20 年度実績
生産履歴や生産基準の情報公開などトレーサビリティシステムの導入の促進	生産情報公開農業団体数 11 か所
県産牛の飼養管理情報の公表促進	飼養管理情報を公表する肥育牛飼養農家割合 41%

今後の施策の展開

① 農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課）

消費者の信頼確保のため、農産物の生産に使用した農薬や肥料などの生産履歴の記帳と生産情報の公開を促進します。

② 家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）

生産者団体による肉用牛の飼養管理情報公開の取組を促進します。また、乳用牛や豚などの飼養管理情報の記帳を徹底するよう指導するとともに、それらの情報の公開を促進します。

基本目標 2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(1) 食品営業者等による自主衛生管理

施策目標

HACCP（ハサップ）方式を取り入れた自主衛生管理の導入や食の安全に関する知識・技術の習得を支援し、食品の製造、加工等の段階において循環型社会の視点に配慮しながら、より安全性の高い食品を供給します。

指標

年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標名						
食品衛生責任者再教育講習会 受講者数 (人)	指標	4,694	5,216	4,800	4,900	5,000
	実績			5,811		
とちぎハサップ 認証施設数 (施設)	指標	9	23	80	90	100
	実績			30	-	-

事業の実施状況

① 食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課）

- ・食品営業者及び食品衛生責任者に対し、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得のため講習会を開催しました。
- ・食品衛生推進員制度を活用し、食品営業者に対する自主衛生管理の啓発に努めました。
- ・（社）栃木県食品衛生協会に食品営業施設の巡回指導を委託し、自主衛生管理の推進に努めました。

事業内容	平成 20 年度実績
食品衛生責任者に対する再教育講習会の開催	対象者 5,819 人 受講者 5,811 人
食品衛生指導員による巡回指導の実施	指導件数 17,262 件
食品衛生指導員養成講習会 隔年実施（次回 21 年度）	なし
食品衛生推進事業の実施	食品衛生推進会議 1回 33人 食品衛生推進員研修会 1回 29人 自主衛生管理マニュアル作成 20,000部

②「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課）

- ・ HACCPの考え方を取り入れた「とちぎハサップ」の認証取得促進を図りました。

事業内容	平成 20 年度実績
認証取得を希望する事業者を対象としたセミナー開催及び事業者訪問の実施	マニュアル作成セミナー10回 157人 事業者訪問 31件
食品関連事業者や消費者に対する認証制度の普及促進	広報媒体等を用いた広告の実施 新聞広告2回、タウン誌2回、 インターネットバナー広告1回、 バス車体広告5台 県広報媒体（テレビ1回、ラジオ1回） 県ホームページなど 県民の日関連イベントでの展示コーナー設置
とちぎハサップの認証取得	認証施設数 30施設（年度内取得 7施設）

③ 産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課）

- ・ 食品製造企業からの技術相談や依頼試験に随時対応しました。
- ・ 講習会・研修会を開催し、食品の安全性の普及啓発を図りました。

事業内容	平成 20 年度実績
食品製造企業からの依頼試験	異物分析 249件、微生物検査 60件
食品に関するクレーム品や欠陥に対する原因究明、発生防止等の技術相談	品質管理 534件、計測・検査 148件
技術講習会及び技術者研修の実施	技術者研修 1回2日間37企業、44人 技術者講習会 1回58企業、87人

④ 学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課）

- ・ 衛生管理関係研修会を開催するとともに、学校給食調理場への訪問指導を実施しました。

事業内容	平成 20 年度実績
学校給食施設に対するドライシステム化推進	ドライシステム数 130調理場（41.5%）

今後の施策の展開

① 食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課）

食品営業者及び食品衛生責任者に対し、食品衛生に係る最新の知識や自主衛生管理に必要な事項の習得を促進するとともに、食品廃棄物の適正処理の啓発に努めます。

食品衛生推進員制度を活用し、食品衛生指導員による巡回指導等の自主活動を支援することにより、食品営業者に対する自主衛生管理の推進に努めます。

② 「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課）

食品関連事業者及び消費者等に対して、認証制度の一層の普及促進を図るとともに、認証取得施設を積極的に公表することにより事業者の認証取得を促します。また、衛生管理マニュアル作成セミナーを引き続き実施し、個別相談を希望する事業者に対しては、コンサルティングを行うなど、更なる支援を行います。その他必要な対策を講じ目標達成に向け努力します。

③ 産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課）

食品製造企業からの技術相談や依頼試験に随時対応します。また、講習会・研修会を開催し食品の安全性の普及啓発を図ります。

④ 学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福利課）

衛生管理関係研修会を開催するとともに学校給食現場への訪問指導を実施します。

基本目標 2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(2) 食品営業者等に対する監視指導の強化

施策目標

業種ごとに危害度や行政処分の状況等を勘案し策定した「栃木県食品衛生監視指導計画」のもと、食品営業施設や食品流通拠点のほか、学校・病院等の給食施設、と畜場及び食鳥処理場に対する監視指導の強化に努めるとともに、農産物の残留農薬など、食品の検査についても充実・強化に努めます。

指標

年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
栃木県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率（%）	指標	99	102	100	100	100
	実績			94.6	-	-
食品の収去検査数（件）	指標	3,665	3,730	3,700	3,700	3,700
	実績			3,611	-	-
健康食品買上品試験検査数（件）	指標	28	15	20	20	20
	実績			21	-	-

事業の実施状況

① 計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課、健康増進課）

- ・「栃木県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施設に対する監視指導を実施しました。また、県内で製造又は流通している食品について、当該計画に基づく収去検査や表示の監視指導等を実施し、食品の安全性の確保に努めました。
- ・学校・病院等の特定給食施設等の栄養管理、衛生管理状況を把握し、適正に給食が提供されるように相談・指導業務を実施しました。

事業内容	平成20年度実績
食品関係施設に対する監視指導の実施	監視指導件数 13,373件（実施率 94.6%） 重点監視指導の実施 ①食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）に基づく使用原材料に係る記録の作成、保存 ②ノロウイルスによる食中毒予防対策についての食品事業者に対する啓発、消費者に対する注意喚起
食品等検査の実施	規格基準等検査 3,611件 違反 13件 有害物質（汚染物質）検査 371件 違反 0件 残留農薬検査 84件 違反 0件（再掲） アレルギー検査 20件 不適 3件 遺伝子組換え食品検査 24検体 違反 0件
「栃木県特定給食施設指導要綱」に基づく特定給食施設に対する指導	個別指導や巡回指導を行う他、研修会等の集団指導の実施 733施設 83.9%

② 学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課）

- ・学校給食の衛生管理について研修会等で指導しました。

事業内容	平成20年度実績
学校栄養教諭・学校栄養職員研修会の開催	1回 217人
県立学校給食従事員研修会の開催	1回 88人
食に関する指導年間計画の作成	小学校 94.6% 中学校 89.2%
アレルギー個別調査の実施	93.7%

③ 無承認無許可医薬品の監視指導の実施（薬務課）

- ・ 医薬品成分を含む健康食品（無承認無許可医薬品）が販売されることがないように、健康食品の買い上げ調査を実施しました。
- ・ 消費者が健康食品を医薬品と誤認することを防止するため、販売広告を監視しました。

事業内容	平成20年度実績
強壮・強精など男性機能回復を暗示している製品、 痩身効果を暗示している製品の買い上げ調査	買い上げ件数 21件 不適1件
新聞折込広告、雑誌（2誌）の広告の監視	広告違反件数 6件
薬局等医薬品販売施設における健康食品及び広告等 の監視	監視施設数 574施設 食品の虚偽誇大広告違反なし

今後の施策の展開

① 計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課、健康増進課）

毎年度策定する「栃木県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設に対する計画的かつ効果的な監視指導の実施に努めます。

食品（輸入食品を含む）等の規格基準検査、農畜水産物の有害物質検査、アレルギー物質含有食品、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、新たな食品検査に対応するため、検査機器の充実・強化に努めます。

特定給食施設等に対する栄養管理指導について、指導施設を的確に把握し、指導計画に基づく効率的・効果的に指導を実施します。

② 学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福利課）

学校給食について、衛生管理の意識がより一層高まるよう研修会等で指導します。

③ 無承認無許可医薬品の監視指導の実施（薬務課）

医薬品成分を含む健康食品（無承認無許可医薬品）が販売されることがないように、健康食品の買い上げ調査を実施します。なお、医薬品成分が確認された場合は、当該製品の販売者に対する指導を行うとともに、製品名を公表して県民へ周知を図り、健康被害の未然防止に努めます。

基本目標 2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

(3) 食品表示の適正化の推進

施策目標

食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法など複数の法律によって規制されている食品表示に対する監視指導を強化し、関係機関が連携して対処することにより不適正な表示を排除し、消費者の食品表示に対する信頼を確保します。

指標

指標名	年度(平成)	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	食品表示合同監視実施数 (回)	指標	15	29	18	20
実績		19			-	-

事業の実施状況

① 食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課、経済流通課、くらし安全安心課・健康増進課）

- ・食品表示に係る法令を所管する関係機関が合同で監視指導を実施しました。
- ・「食品表示ウォッチャー」や「食品表示110番」制度を活用し、監視指導を実施しました。

事業内容	平成20年度実績
食品表示の関係機関が合同で食品販売業者に対し監視指導の実施	食品表示適正化強化月間の8月、12月に重点的に実施 食品表示合同監視 19回 調査件数 64店舗 連調査 25回 調査件数 48店舗
食品表示110番相談の実施 食品表示ウォッチャーによる監視活動 食品表示ウォッチャーの委嘱、研修会の実施	受付件数267件 調査店舗数 延べ905店 報告に基づいて指導した店舗数 7店舗 80人に委嘱 研修会3回開催（計93人）

② 適正な食品表示の普及啓発と指導（経済流通課、生活衛生課、健康増進課）

- ・ JAS法等の食品表示制度について、消費者や事業者を対象とした研修会を関係機関が合同で開催しました。
- ・ 食品表示適正化強化期間において事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めました。

事業内容	平成20年度実績
事業者等に対する食品表示研修会開催	消費者等への研修会 3回 160人 食品製造及び販売業者等への研修会 3回 121人
「食品表示適正化強化月間」を定め、消費者や事業者に対し、適正な食品表示の普及促進	強化月間 8月、12月 啓発チラシ配布 3000部 広報媒体等を用いた啓発 テレビ1回、ラジオ2回、広報誌1回
健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行う食品販売者に対する指導	健康増進法第32条の2に基づく指導 実績無し
事業者等に対する食品の栄養成分表示等の指導の実施	健康増進法第31条に基づく指導 33件

今後の施策の展開

① 食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課、経済流通課、くらし安全安心課、健康増進課）

関係法令に基づき、適正な表示がされた食品を消費者に提供できるよう事業者に対する指導を強化します。

関係機関の連携を深め、効率的かつ効果的な監視指導を図るため、事業所の合同監視指導を実施します。

「食品表示110番」や、県民からの情報提供により、食品表示の適正化に向けた監視指導を実施します。

消費者や事業者等を対象とした研修会等により食品表示制度の普及啓発を図ります。

① 適正な食品表示の普及啓発と指導（経済流通課、生活衛生課、健康増進課）

「食品表示適正化強化期間」を定め、事業者に対する適正な食品表示の定着促進に努めます。

食品として販売されるもので、健康の保持増進等に関する虚偽誇大広告を行う者に対し、適正な広告等を行うように指導します。

基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

(1) 食品の安全性に関する理解促進

施策目標

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、消費者自身が食品の安全性についての確に判断できる取組を推進します。

指標

指標名	年度(平成)	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	指標					
食品安全講習会等の 受講者数 (累計：人)	指標	3,584	6,627	5,000	6,000	7,000
	実績			8,911	-	-

事業の実施状況

- ① 消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課、くらし安全安心課）
- ・食品の安全性に関する情報の提供に努めました。

事業内容	平成20年度実績
県政出前講座の実施	No.86「食品の表示制度」 2回 80人 No.106「食の安全と安心」 8回 234人 No.107「今日からできる食中毒予防」4回 120人
健康福祉センターによる 消費者に対する食品安全講習会	20回 930人
関係職員を派遣した消費者団体等が開催する 食品の安全に関する学習会等	20回 920人
くらしのセミナーの開催	4回 159人

② 各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）

・ホームページや各種媒体、報道機関等を通して適時、適切な情報提供に努めました。

事業内容	平成20年度実績
食の安全の知識、時事の話題に対する情報提供	広報媒体等を用いた情報提供 テレビ 4回、ラジオ 2回 県内ケーブルテレビ 1回 県ホームページ「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」への掲載 暮らし（消費生活・食生活）サイト アクセス数 月平均 143,128 件 広報誌 1回 県政記者クラブへの資料提供（随時）9件
食中毒予防	広報媒体等を用いた情報提供 テレビ 3回、ラジオ 1回 業界団体機関紙 2回、 啓発イベント 1回
食品表示	広報媒体等を用いた情報提供 テレビ 1回、ラジオ 2回 広報誌 1回

③ 地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課、健康増進課）

・地域で食育を推進するボランティアに食品安全情報を提供しました。

事業内容	平成20年度実績
食生活改善推進員リーダー研修会の開催	2回実施（計71人）

今後の施策の展開

① 消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課、くらし安全安心課）

食の安全をテーマにした「県政出前講座」の充実を図ります。

NPO、消費者団体等の食の安全に関する学習会に関係職員を派遣するなど、利用しやすくわかりやすい食品の安全性に関する情報の提供に努めます。

消費生活センターにおいて、県民からの要請により「くらしのセミナー」を開催し、食品に対する正しい知識や健全な食生活に関する啓発を行います。

② 各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課）

ホームページや各種広報媒体を、その特性に合わせて活用し、迅速でわかりやすい情報の提供に努めます。
また、報道機関への適時、適切な情報提供に努めます。

③ 地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課、健康増進課）

食生活改善推進員やヘルプサポーター等、地域で食育を推進するボランティアへの食品安全情報の提供に努めます。

(2) 消費者相談体制の充実

施策目標

消費者からの食品の安全性に関する様々な相談や食と農に関する相談等に対して適切な情報提供や助言、対策等を実施します。

事業の実施状況

① 食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課、くらし安全安心課）

- ・消費者からの食品の安全性等に関する相談に対応しました。

事業内容	平成20年度実績
県民の日イベント会場での食品安全相談窓口の設置	アンケート調査 305件 食品安全関連パンフレット等の配布 毒キノコ模型の展示 ATP テスターによる手洗い指導
食品の安全・安心に関する相談に対する、関係機関の連携した対応	関係機関が連携して食品表示等の相談に応じた
消費生活センターにおける食品に関する相談	235件

② 食と農に対する理解促進（農政課）

- ・「食と農の相談室」において、食と農に対する理解促進を図りました。

事業内容	平成20年度実績
「食と農の相談室」における消費者からの相談対応	相談件数 763件

今後の施策の展開

① 食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課、くらし安全安心課）

各健康福祉センター等において、消費者からの食品の安全性等に関する相談に的確に対応します。また、健康まつり等の各種イベントを活用し、消費者からの相談に対し、的確な助言に努めます。

消費生活センターで、消費者からの食品の安全性等に関する問い合わせや相談を受けて、解決方法の提案や情報提供を行います。

② 食と農に対する理解促進（農政課）

各農業振興事務所等の「食と農の相談室」において、消費者からの相談・要望に的確に対応し、食と農の理解促進を図ります。

基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保

(3) 食育の推進

施策目標

生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識と食を選択する力を習得し、循環型社会の視点に配慮しながら健全な食生活が実践できるよう食育を推進します。

指標

年度(平成)		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
食育を意識する人の割合 (%)	指標	73	91	82	86	90
	実績			86	-	-
とちぎ健康21協力店舗数 (店舗)	指標	665	962	1,020	1,080	1,140
	実績			1,050	-	-

事業の実施状況

① 食育の普及啓発（農政課、健康増進課）

- ・食育に関係する団体やNPO、ボランティアなどが連携・協力し、一体的な食育推進運動を展開するとともに、市町村食育推進計画の策定支援等による地域の食育を推進しました。
- ・各種広報媒体の活用による情報の提供や、10月の「とちぎ食育推進月間」での推進大会や食に関するイベント等を実施し、食育の普及啓発に努めました。

事業内容	平成20年度実績
とちぎ食育推進連絡会の開催	構成機関・団体等 32 2回
食育の広報啓発	新聞への記事掲載 1回 テレビでのスポットCM制作・放送 65回 県政モニターによる 「食育を意識する人の割合」 86%
とちぎ食育推進月間の実施	とちぎ食育推進大会2008 350人 とちぎ“食と農”ふれあいフェア開催 68,000人
食生活改善推進員と連携した食育事業の実施	宇都宮地区等9地区において実施 実施回数560回 (計125,907人)
とちぎ食育応援団の活動促進	登録数 480人、研修会 3回開催

② 子どものころからの食育の推進（農政課、健康増進課、健康福利課、文書学事課、生活衛生課）

- ・学校における「食に関する指導手引き」に基づく計画的な指導を実施しました。
- ・とちぎ版「食事バランスガイド」の普及や「日本型食生活」の実践などにより栄養バランスのとれた食生活を推進するとともに、メタボリックシンドローム防止対策の普及など、子どもの頃からの生活習慣病予防のための取組を推進しました。
- ・「とちぎ健康21協力店」等を中心とした地域ぐるみの食育活動や、栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、飲食店等における食環境の整備を推進しました。

事業内容	平成20年度実績
学校における「食に関する指導の手引き」に基づく計画的な指導の実施	栄養教諭・学校栄養職員研修会 6月開催 217人 学校給食主任研修会 6月開催 286人 食に関する指導年間計画作成 小学校 94.6% 中学校 89.2% アレルギー個別調査実施 93.7%
地域農産物を活用した学校給食の促進	県産品3品目以上活用した給食日の割合 79.4% 米飯給食の回数増大取組み市町 4市町
とちぎ子どもの食育ライブラリーの設置	保育所・幼稚園向け食育教材の整備 62 アイテム
子どもの頃からの生活習慣病予防の実施	関係者会議 5地区 8回開催 食育実践教室 50回 3,340人 親子でつくる四季の献立レシピ集の作成
外食利用者の健康づくりや生活習慣病予防を図るための、外食産業従事者と食生活改善推進員の健康づくり交流会の開催	健康づくり交流会 2回実施 計250人
「とちぎ健康21協力店」の推進拡大	1,050 店舗

③ 環境にやさしい食生活の促進（農政課、農村振興課）

- ・農産物直売所での無駄のない料理法の提案等をおして食品を無駄にしない取組を推進しました。

今後の施策の展開

① 食育の普及啓発（農政課、健康増進課）

食生活改善推進員の資質向上のための研修を実施します。

食育推進に関する施策について基本的な方針である県食育推進計画（とちぎの食育元気プラン）に基づき、関係部局の連携を強化しながら、食育を総合的に推進します。

食育の関係機関・団体等で構成する「とちぎ食育推進連絡会」が中心となった、一体的な食育推進運動を展開します。

食生活改善推進員をはじめとした健康づくり関係ボランティアなどの資質向上のための研修を実施します。

食生活改善推進員と連携した食育を推進するため、各地区の食育活動の重点目標を設定し、活動を強化していきます。

② 子どものころからの食育の推進（農政課、健康増進課、健康福利課、文書学事課、生活衛生課）

「とちぎ健康21協力店」等を中心とした地域ぐるみの食育活動や栄養成分表示など、栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、飲食店等における食環境の整備を推進します。

③ 環境にやさしい食生活の促進（農政課、農村振興課）

今後は、食べ残しや食品の廃棄を減らすため「もったいない」という意識の醸成に努めます。

基本目標 4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(1) 食品に関する情報共有の促進

施策目標

生産から消費にいたるまでのすべての関係者が食品の安全性に関する情報を共有するため、事業者による食品安全情報の公開を促進するとともに、行政から迅速でわかりやすい情報提供を促進します。

事業の実施状況

① 食品の安全性に関する情報公開の推進、②食品衛生情報の共有（生活衛生課）

・「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たり、県民意見を反映させるとともに、当該計画の実施結果を公表することにより、県民および関係機関との情報共有に努めました。

・食中毒に関する情報を提供することにより、食品による健康被害の拡大防止や消費者の食品衛生知識の向上に努めました。（生活衛生課）

事業内容	平成20年度実績
平成19年度栃木県食品衛生監視指導計画の結果公表	6月公表
平成21年度栃木県食品衛生監視指導計画の策定	2月パブリックコメントの実施 3月策定、公表
食中毒等に関する情報提供	県ホームページ 「とちぎ食の安全・安心インフォメーション」等で 情報提供（随時）

③ 食品関係事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

GAPやHACCPなど、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。

事業者の食品の安全に関する最新の知識の習得を支援するとともに、関係者間での自主的な助言・指導及び情報提供を支援します。

事業内容	平成20年度実績
食の安全・安心パートナー事業 (平成20年11月から)	登録1件

今後の施策の展開

① 食品の安全性に関する情報公開の推進（生活衛生課）

食の安全に関する施策について、意思決定の過程も含めた情報公開に努めます。
食品の安全性に関する調査・研究の成果等に関する迅速な情報公開に努めます。

② 食品衛生情報の共有（生活衛生課）

「栃木県食品衛生監視指導計画」の策定に当たり、県民意見を反映させるとともに、その実施結果を公表することにより、食品の安全性に関する情報公開の推進に努めます。

食中毒や違反食品等の回収に関する情報を提供することにより、食品による健康被害の拡大防止や消費者の食品衛生知識の向上を図ります。

③ 食品関係事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）

食の安全・安心パートナー事業を活用し、GAPやHACCPなど、安全な食品供給のための工程管理に取り組む事業者の情報提供を支援し、食品の安全性に関する情報公開を推進します。

事業者の食品の安全に関する最新の知識の習得を支援するとともに、関係者間での自主的な助言・指導及び情報提供を支援します。

基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(2) リスクコミュニケーションの推進

施策目標

食品の安全性に関する意見交換を促進し、生産から消費までの各段階の関係者の知識と理解を深めることにより、関係者相互の信頼を築きます。

指標

指標名	年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	意見交換会の参加者数 (累計：人)	指標		1,161	1,960	1,800	2,100
実績			2,655			-	-

事業の実施状況

① 意見交換による相互理解の推進（生活衛生課、経済流通課）

・ 広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進しました。

② リスクコミュニケーターの育成と活用（生活衛生課）

・ 食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、食品のリスクに対する他の立場の発想や考え方などを理解し、リスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材を育成しました。

（生活衛生課・経済流通課）

事業内容	平成20年度実績	
とちぎ食品安全フォーラム	12月開催 125人	アンケート回収 85件
地域意見交換会	2回開催（計114人）	9/10 足利市民プラザ 50人 2/27 真岡市公民館 64人
リスクコミュニケーター育成講座 （共催：宇都宮市、食品安全委員会）	2回開催（計118人）	6/30 72人 2/5～2/6 46人
産地リスクコミュニケーション	7回開催 参加338人	（宇都宮、下野、佐野、塩谷）

今後の施策の展開

① 意見交換による相互理解の推進（生活衛生課、経済流通課）

広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進します。
生産現場で意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進し、消費者の理解促進を図ります。

関係職員の派遣や人材の育成を通じて、事業者やNPO等による食の安全に関する意見交換会の開催を支援します。

② リスクコミュニケーターの育成と活用（生活衛生課）

これまで育成してきたリスクコミュニケーションを支援、仲介できる能力を有する人材（リスクコミュニケーター）を活用し、食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図ります。

基本目標 4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

(3) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援

施策目標

生産から消費に至る食に関する情報提供や体験活動を促進することにより、事業者と消費者の相互理解を促進し、食品供給に対する信頼性の向上に努めます。

指 標

指標名	年度（平成）		基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	指標	実績					
地域の地産地消推進方針の策定数 （市町村又は地域）	指標	15	23	19	23	27	
	実績	28					-
地域農産物コーナーを設置する量販店数 （店舗）	指標	81	101	99	105	110	
	実績	130					-

事業の実施状況

① 食に関する体験機会の拡大（農政課）

- ・一連の農作業等の体験機会を提供する「教育ファーム」の取組や、学校農園等を活用した農業及び料理体験などを推進しました。

事業内容	平成20年度実績
農産物や農業体験等に関する情報発信	ホームページによる情報提供 とちぎの食べごろ旬情報 12回 各種イベント情報 1回 県広報媒体による情報提供 テレビ1回、ラジオ1回

② 消費者と事業者の理解促進（農政課、生活衛生課）

- ・様々な広報媒体の活用や地域でのイベントなどを活用して、旬の農産物や地域の特産品、農産物の栽培状況など食の生産に関する幅広い情報を提供しました。
- ・食と農の理解促進カレッジを開催しました。

事業内容	平成20年度実績
消費者へのアンケート等を実施し調査結果を生産者側に情報提供実施	アンケート調査 1階
食と農の理解促進カレッジ	1回開催（計686人）

③ 地産地消運動の展開（農政課、経済流通課）

- ・地産地消県民運動の総合的な展開を図るため各種イベントを開催しました。
- ・各市町における学校・給食・農業関係者による県産品の導入促進のための検討会を開催しました。

事業内容	平成 20 年度実績
地産地消に関するPR	優良事例表彰 9団体 パンフレット作成 12,000 部
地産地消に関するイベント	けんちょう de 愛ふれあい直売所 平成 20 年 7 月～平成 21 年 3 月 月 1 回
各市町等における地産地消推進方針の策定の促進	地産地消推進方針策定数 28
各市町における学校・給食・農業関係者による県産物の導入促進に係る検討会	全 31 市町取組
とちぎ食材提供店の PR	推進店の認定 130 店舗を認定 推進店のホームページへの掲載 130 店舗

今後の施策の展開

① 食に関する体験機会の拡大（農政課）

一連の農作業等の体験機会を提供する「教育ファーム」の取組や、学校農園等を活用した農業及び料理体験などを推進します。

② 消費者と事業者の理解促進（農政課、生活衛生課）

様々な広報媒体の活用や地域でのイベントなどを活用して、旬の農産物や地域の特産品、農産物の栽培状況など食の生産に関する幅広い情報を提供します。

③ 地産地消運動の展開（農政課、経済流通課）

学校給食をはじめ農産物直売所、量販店、飲食店等において、地域農産物の利用及び提供の拡大など、顔の見える関係づくりを促進します。

地産地消県民運動の総合的な展開を図るとともに、地域性豊かな取組を促進するため、市町村等における地産地消推進の取組を支援します。

基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

(1) 食品安全行政の総合的推進

施策目標

食品の安全性確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に「とちぎ食の安全・安心推進会議」の意見を聴き、国、他の自治体等関係機関との密接な連携と情報交換を図りながら、総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

事業の実施状況

① 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・「栃木県食品安全推進本部」を中心に食品の安全確保に関する総合的な施策を推進しました。

事業内容	平成20年度
栃木県食品安全推進本部検討委員会の開催	2回 食の安全・安心・信頼性の確保に関する施策に関する報告について検討

② 県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

- ・条例に基づく施策提案に対応しました。

施策提案制度事業内容	平成20年度実績
施策提案	1件

③ 地域における農産物の安全・安心対策（経済流通課）

- ・農業振興事務所単位の農業団体、生産組織、市町等の関係者からなる推進体制を整備し、産物の生産段階における安全・安心対策の取組を強化しています。

事業内容	平成20年度実績
各地域ごとに研修会や現地指導会の開催	46回、1,983件

④ 他機関との連携（生活衛生課）

- ・輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模な食中毒の発生時には、国や他自治体と連携して対応します。

事業内容	平成20年度実績
国や他自治体と連携による対応	今年度は対応事例なし

今後の施策の展開

① 総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課）

総合的な食の安全と信頼性確保のため、「栃木県食品安全推進本部」を中心とした体制のもと、さらに機動的かつ迅速な対応を図ります。

② 県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課）

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第19条による施策提案制度を活用し、食品の安全性確保、適正な食品表示の確保に係る県民参加の食品安全行政を推進します。

③ 地域における農産物の安全・安心対策（経済流通課）

農業振興事務所単位に農業団体、生産組織、市町等の関係者からなる推進体制を整備し、農産物の生産段階における安全・安心対策の取組を強化します。

④ 他機関との連携（生活衛生課）

今後とも、輸入食品や広域流通食品による食品事故や大規模食中毒の発生時には、国や他自治体との連携を図り対応します。

基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

施策目標

複雑、多様化する監視業務や相談業務に対応できる体制を整えるため、関係する法律に基づく監視指導、相談業務、試験検査等に従事する職員の資質を向上させるなど、監視指導及び検査体制の充実・強化を図るとともに、食品の安全性に関する専門の知識を有する人材を育成します。

指標

指標名	年度（平成）	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	農薬管理指導士等認定者（人）	指標	2,095	2,179	2,150	2,200
実績		2,305			-	-

事業の実施状況

① リスクコミュニケーター育成（生活衛生課）

- 食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図るため、食品のリスクに対する他の立場の発想や考え方などを理解し、リスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人材を育成しています。

事業内容	平成20年度実績
リスクコミュニケーター育成講座 （共催：宇都宮市、食品安全委員会）	2回開催 118人 6/30 72人 2/5～2/6 46人 （基本計画2-(1)再掲）

② 食品衛生推進員制度の充実（生活衛生課）

- 食品衛生推進員会議及び食品衛生推進員研修会を開催し、行政への提言や情報提供により連携を促進したほか、食品衛生推進員が職務に必要な知識の修得を促進しました。

事業内容	平成20年度実績
食品衛生推進員会議	1回 33人
食品衛生推進員研修会	1回 29人（基本計画2-(1)再掲）

③ 農薬管理指導士等の養成（経営技術課）

- 農薬取締法など関係法令、農薬の特性、病害虫・雑草の防除に関することなど、農薬全般に関する事項についての知識を有し、指導的役割を果たす農薬管理指導士等の人材を育成しています。

事業内容	平成20年度実績
農薬管理指導士等の認定	126人を新規に認定 延べ2,305人

農業管理指導士等研修会	2回開催 401人
-------------	-----------

④ 家畜防疫員・食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課、畜産振興課）

・家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し研修会を開催しました。

事業内容	平成20年度実施状況
家畜防疫員研修会	5回開催 64人
食品衛生監視員等研修会	4回開催 109人
信頼性の高い検査を迅速に行うため、 食品衛生検査施設の精度管理を徹底	外部精度管理 37件 不適4件 内部精度管理 微生物検査 196回 理化学検査 151回 内部点検の実施 9施設各1回

今後の施策の展開

① リスクコミュニケーターの活用（生活衛生課）

これまで育成してきたリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人材（リスクコミュニケーター）を活用し、食に関する様々な立場や相互の十分な意思疎通を図ります。

② 食品衛生推進員制度の充実・強化（生活衛生課）

それぞれの地域ごとに食品の製造・加工から調理、販売の各業種別のバランスを考慮して食品衛生推進員を配置し、それぞれの地域において各業種ごとに食品衛生推進員による効果的かつ効率的な助言・指導を推進することにより、自主的な衛生管理体制の強化に努めます。

③ 農業管理指導士等の養成（経営技術課）

農業全般について知識を有し、指導的な役割を果たす農業管理指導士並びにゴルフ場農薬適正使用士を養成し、農業の生産現場やゴルフ場等において、農業の適正使用等の推進を図ります。

④ 家畜防疫員・食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課、畜産振興課）

家畜防疫員、食品衛生監視員等に対し、新しい知識や技術の修得を目的とした研修会等を開催し資質の向上に努めます。

基本目標 5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

(3) 安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進

施策目標

生産段階では、食の安全に配慮した生産技術の開発や管理技術の研究について製造、加工、流通、販売段階では、食品の効率的な検査手法の研究などについて推進します。

指標

指標名	年度（平成）	基準 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	残留農薬一斉分析項目数（項目）	指標	60	60	60	90
実績				60	-	-

事業の実施状況

① 残留農薬検査の効率化（生活衛生課）

- ・残留農薬検査の検査項目の増加と検査の効率化を図りました。

事業内容	平成20年度実績
残留農薬検査の迅速化及び効率化を図るための一斉分析法の改良について調査研究の実施	<p>ポジティブリスト制度に対応するための新規分析機器（ECD-GC）を導入し再度測定条件の検討を実施した</p> <p>現在可能な一斉分析項目数 60項目</p>

② 環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）

- ・天敵昆虫などを活用して化学農薬の使用を必要最小限に抑える総合的病害虫・雑草管理（IPM）を推進するための研究を行っています。

事業実績	平成20年度実績
IPMを確立するために必要な試験の実施	にらについて実施

③ 畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）

- ・家畜伝染病の診断法や飼養管理技術の研究、環境に配慮した生産技術に関する研究を行っています。

事業実績	平成20年度実施状況
堆肥化時の二次発酵中の大腸菌群の消長についての調査検討	二次発酵が終了した堆肥からは大腸菌群は検出されなかった
堆肥を利用した野菜栽培の有効性の検討	堆肥を利用した野菜（キャベツ）では、化学肥料のみよりもミネラルや糖度、ビタミンCが高い傾向があった
牛のヨーネ病に対する迅速診断法を開発するための調査の実施	105 検体について迅速診断法の精度確認を実施した
動物用医薬品の使用を低減させる家畜の飼養管理法に関する研究の実施	疾病が発生した子牛において母牛にビタミンCを給与していた子牛は回復が早い傾向にあった

④ 免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）

- ・病気に強い健康な魚を生産する技術の一環として、ビタミンなど免疫賦活剤等の効果を明らかにするための試験研究を行っています。

事業実績	平成20年度実績
ニジマスとヒメマスを対象としたIHNVウイルスの感染試験の実施と、免疫賦活剤の投薬効果試験の実施	ニジマスとヒメマスの死亡率が低減されたことから、アスコルビン酸の高濃度投与がIHNVウイルス病の予防に有効であることが示唆された

今後の施策の展開

① 残留農薬検査の効率化（生活衛生課）

- 一斉分析法による残留農薬検査の項目数をさらに増やすことにより、残留農薬検査の効率化を図ります。

② 環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課）

- 今後も天敵昆虫等を利用して化学農薬の使用を最小限に抑える総合的病害虫・雑草管（IPM）を推進するための研究を進めます。

③ 畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課）

- 家畜伝染病の迅速診断法の研究開発、良質な畜産物の生産のための飼養管理技術の研究、環境に配慮した生産技術に関する調査及び研究をさらに進めます。

④ 免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）

- 病気に強い健康な魚を生産する技術の一環として、ビタミンなど免疫賦活剤等の投与効果を明らかにします。

基本目標 5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

(4) 健康危機管理体制の強化

施策目標

食品による健康被害発生時の危機管理体制を強化し、県民の健康を保護します。

事業の実施状況

① 健康危機管理体制の強化（生活衛生課）

「栃木県健康危機管理マニュアル」や「栃木県食中毒処理要領」「栃木県食中毒対策要綱」などに基づき、平時、事故発生時の対応をしています。

今後の施策の展開

① 健康危機管理体制の強化（生活衛生課）

健康被害の発生時に迅速かつ的確な対応をするために健康危機管理体制の充実、強化を図ります。

「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第 17 条に基づき、申出があった情報に適切に対応し、健康被害の拡大防止に努めます。

食中毒の発生時には「栃木県食中毒処理要領」により、また、大規模食中毒発生時には「栃木県食中毒対策要綱」により、迅速かつ的確な対応を実施します。

従来想定し得なかった健康被害が発生した場合や、原因が不明又は複合的な要因が推定され多数の死傷者が発生している場合などには、「栃木県健康危機管理マニュアル」により対応します。

食品による健康被害に関する情報を迅速に提供することにより、健康被害の拡大防止を図ります。

☆ 成果指標一覧

○: 年度目標を達成した
 △: 年度目標は未達成だが前年度より改善した
 ▲: 年度目標は未達成であり前年度より改善していない

施策	成果指標名	目標値			実績値 H20年度	達成 状況	(参考) 達成率 (%)
		H20年度	H21年度	H22年度			
基本目標1 生産段階における安全と信頼の確保							
(1) 安全な農産物の生産	GAPに取り組む生産組織数(組織)	70	100	120	73	○	104
	きのこGAP導入産地(産地)	1	2	4	1	○	100
	HACCP認証取得畜産農家数(戸)	-	3	6	-	-	-
	エコファーマー認定者数(人)	7,200	7,600	8,000	7,324	○	102
(2) 生産者等に対する 監視指導の強化	農業販売者、農業使用者に対する 立入検査数(件)	320	320	320	292	▲	91
	動物用医薬品、飼料に関する 指導・検査数(件)	300	300	300	412	○	137
	養殖衛生管理に関する巡回指導 実施業者数(人)	40	40	45	42	○	105
(3) トレーサビリティの考 え方の導入促進	農産物の生産情報公開に 取り組む生産組織の割合(%)	50	56	60	54	○	108
	飼養管理情報を公開する 肥育牛飼養農家の割合(%)	53	56	60	41	▲	77
基本目標2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保							
(1) 食品営業者等による 自主衛生管理	食品衛生責任者再教育講習会 受講者数(人)	4,800	4,900	5,000	5,811	○	121
	とちぎハサップ認証施設数 (施設)	80	90	100	30	△	38
(2) 食品営業者等に対する 監視指導の強化	栃木県食品衛生監視指導計画に 基づく施設監視達成率(%)	100	100	100	95	▲	95
	食品の収去検査数(件)	3,700	3,700	3,700	3,611	▲	98
	健康食品買上試験検査数(件)	20	20	20	21	○	105
(3) 食品表示の適正化の推進	食品表示合同監視実施数(回)	18	20	20	19	○	106
基本目標3 消費段階における安全と信頼の確保							
(1) 食品の安全性に関する 理解促進	食品安全講習会等の受講者数 (累計:人)	5,000	6,000	7,000	8,911	○	178
(2) 消費者相談体制の充実	指標無し	-	-	-	-	-	-
(3) 食育の推進	食育を意識する人の割合(%)	82	86	90	86	○	105
	とちぎ健康21協力店舗数(店舗)	1,020	1,080	1,140	1,050	○	103
基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立							
(1) 食品に関する情報共有 の促進	指標無し	-	-	-	-	-	-
(2) リスクコミュニケーション の推進	意見交換会の参加者数(累計:人)	1,800	2,100	2,500	2,655	○	148
(3) 事業者と消費者の相互理解 の推進と支援	地域の地産地消推進方針の 策定数(市町村又は地域)	19	23	27	28	○	147
	地域農産物コーナーを設置する 量販店数(店舗)	99	105	110	130	○	131
基本目標5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化							
(1) 食品安全行政の総合的推進	指標無し	-	-	-	-	-	-
(2) 監視指導及び検査体制の充 実・強化並びに人材の育成	農業管理指導士等認定数(人)	2,150	2,200	2,250	2,305	○	107
(3) 安全な食品を生産する ための技術開発と食の安全に 関する研究の推進	残留農薬一斉分析項目数(項目)	60	90	100	60	○	100
(4) 健康危機管理体制の強化	指標無し	-	-	-	-	-	-

Ⅲ 危害情報の申出

条例第17条に基づき県に申出のあった危害情報は、次のとおりです。

情報の種別	平成20年度					
	件数	措 置				
		行政 処分	行政 指導	指導 依頼	事実 確認 不能	その他
食中毒に関する情報	9	9				
腐敗・変敗、異物混入、 表示、容器包装、有症苦 情等の不良食品に関する 情報	222		128	42	27	25
生産、製造、加工、流通、 販売の各段階における 食品及び生産設備等の 取り扱いに関する情報	12		12			
計	243	9	140	42	27	25

集計期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

※ 条例第17条第1項

県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手した場合は、県に適切な対応をするよう申出をすることができる。

Ⅳ 施策の提案

条例第19条に基づき施策提案のあった内容は次のとおりです。

提案の内容	平成20年度		
	件数	担当課	対応
食品偽装事件が相次いで発生しているので、県が実施するリスクコミュニケーションにおいては、コンプライアンス等をテーマに設定すべきである	1	くらし安全 安心課 生活衛生課 経済流通課	食品の信頼性の向上に向け、リスクコミュニケーションにおけるテーマ設定に当たっては、コンプライアンス等に関する内容を盛り込む

※ 条例第19条第1項

次に掲げるものは、県に対し、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る県の施策について制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善措置を講ずるよう提案することができる。

- 1 県内に住所を有する者
- 2 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

V とちぎ食の安全・安心推進会議の開催

条例第20条第1項に基づき設置された「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催は次のとおりです。

(第4回)

開催日：平成20年10月27日(月)

場 所：栃木県庁本館6階大会議室1

内 容：(1)平成19年度食の安全・安心・信頼性の確保に向けた施策に関する報告書について

(2)食品衛生法施行条例の一部改正について

(3)20か月齢以下の牛のBSE検査について

(4)県内における食の安全に関する事例等について

(5)その他

(第5回)

開催日：平成21年2月10日(火)

場 所：栃木県庁本館6階大会議室2

内 容：(1)平成21年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)について

(2)栃木県食品自主衛生管理認証制度(とちぎハサップ)の推進について

(3)その他

(委 員)

名簿のとおり

とちぎ食の安全・安心推進会議 委員名簿

(平成21年8月1日現在)

氏 名	
いしい はるお 石井 晴夫	東洋大学経営学部 教授
いま かつえ 今 克枝	(有)那須高原今牧場 取締役専務
いわた かおり 岩田 かおり	公募
おおやま ゆたか 大山 寛	栃木県農業士
おがわ ようこ 小川 擁子	栃木県食生活改善推進団体連絡協議会 会長
おんだ よしこ 恩田 淑子	(社)栃木県栄養士会 会長
くろうち かずお 黒内 和男	(株)下野新聞社 取締役主筆
こくぼ やたろう 小久保 彌太郎	(社)日本食品衛生協会 技術参与
すずき のぶこ 鈴木 展子	(株)エルスコーポレーション副社長
たかはし かつやす 高橋 勝泰	栃木県農業協同組合中央会 専務理事
たけうち あきこ 竹内 明子	栃木県生活協同組合連合会 会長
ついで とみお 津久井 富雄	県議会議員
ながお よしかず 長尾 慶和	宇都宮大学農学部 准教授 (家畜繁殖生理学研究室)
なかむら じろう 中村 次郎	(社)栃木県食品衛生協会 会長
なかむら よしかず 中村 好一	自治医科大学(公衆衛生) 教授
はしもと ゆきこ 橋本 由紀子	公募
ふじさわ ひでお 藤沢 秀雄	栃木県スーパーマーケット協会 監事
ますぶち しょうじ 増渕 正二	(社)栃木県食品産業協会 副会長
やまおか みわこ 山岡 美和子	栃木県市町村消費者団体連絡協議会 会長

(五十音順、敬称略)

◎用語解説

【あ】

○IPM

IPM(Integrated Pest Management:総合的病害虫・雑草管理)

総合的病害虫・雑草管理とは、抵抗性品種の導入等により病害虫の発生しにくい環境を整備するとともに、発生予察情報の活用等により病害虫等の発生状況を把握し、各種の防除手段を組み合わせることで適切、かつ効果的・効率的な防除を実施することを通じ、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを維持させるための総合的な病害虫等の管理手法です。

○アレルギー物質含有食品

食物の摂取により、発疹等の症状が出現する「食物アレルギー」の原因となる物質を含む食品のことをいいます。近年、この食物アレルギーによる健康被害が多く見られるため、平成14年4月からアレルギー物質を含む食品の表示が義務づけられました。現在は、特定原材料「卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生」の7品目について表示が義務付けられ、特定原材料に準ずるものとして、「あわび、いか、いくら等」の18品目についても表示が推奨されています。

【い】

○遺伝子組換え

ある生物から有用な性質をもつ遺伝子を取り出し、種を越えた植物等の生物に組み込むことをいい、生産量の向上や病気・害虫に強い品種改良などが期待できます。平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性審査が義務化され、安全性が審査されたものについては、表示が義務化されています。

【う】

○牛のヨーネ病

家畜伝染病に指定されている慢性的な下痢を呈する細菌性疾患です。

牛のヨーネ病は、症状を示さないまま原因菌(ヨーネ菌)を排出する期間が長いことから、感染の拡大を防ぐための早期確定診断方法の開発が望まれています。

【え】

○エコファーマー

たい肥等有機質資材を活用した土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式計画を知事から認定された農業者の愛称です。

○NPO

民間非営利組織。広義では公益法人や協同組合などの互助的団体も含まれますが、一般には、ボランティア団体をはじめとした社会貢献活動を主として行う団体や特定非営利活動法人を指すことが多くなっています。

【か】

○家畜飼養衛生管理基準

生産段階における食品の安全性の確保を図る観点から、家畜伝染病予防法の中で、家畜の飼養に係る日常の衛生管理の方法に関し、家畜(牛、豚、鶏)の所有者が守るべき基準として定められています。

人や車両、野生動物、家畜の移動等により伝染病の病原体が飼養環境に侵入することを防止するとともに、家畜の適正な飼養管理と健康管理に努め、伝染病のまん延防止を図るための基準が10項目規定されています。

○家畜の衛生管理ガイドライン

農林水産省が、畜産物の安全性の確保のため、生産段階におけるHACCP方式の確立を目指し、採卵鶏・ブロイラー・豚・肉用牛・乳用牛の5畜種ごとに定めた衛生管理のガイドラインです。

本ガイドラインは、生産現場でも応用できるよう、特別な設備・装置や特殊な技術を必要としないで、日常の飼養管理の中で実施できる方式になっています。

○学校給食衛生管理の基準

学校給食における衛生管理体制、食品の購入、食品の検収、調理過程、検食・保存食、配食・配送などの重要事項等を示したマニュアルです。

【け】

○健康づくり交流会

飲食店従事者と外食利用者の代表として食生活改善推進員が健康づくりについて意見交換を行い、県民の健康づくりを推進するための交流会です。

○県政出前講座

県民からの要請により県担当職員が集会場等の場に出向いて、食品の安全性の確保に関する施策や国内外の食品に関する最新の話題等について説明し、食品に対する基本的な知識の理解を図ります。食の安全・安心に関することについてのお問い合わせ先は生活衛生課です。

【し】

○GAP（ギャップ）

GAP (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理手法)

農業生産において生物的(病原微生物等)、化学的(残留農薬、硝酸塩、重金属等)、物理的(異物混入等)危害要因に対するリスク管理を実施し、農産物の安全性等を高めていく手法です。

○収去検査

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に食品衛生監視員が立ち入り、試験検査の検体として必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいいます。

○飼養管理情報

家畜に給与した飼料や投与した薬品の履歴を牛の固体識別番号をもとに提供できる情報です。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○食生活改善推進員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、地域における健康づくり活動を実践及び推進することを目的に、市町村等において開催される「食生活改善推進員教育事業」の教育を受けて、健康づくりのためのボランティアとして他の組織の方々と協調しながら活動している方を指します。

○食に関する指導の手引

学校において、食育を系統的、計画的に実施できるように、指導者向けに作成された手引きです。この手引きには、食に関する指導の意義、食に関する指導の年間指導計画、特色ある食に関する指導の実践例等が掲載されています。

○食品衛生指導員

食品事業者で構成する(社)栃木県食品衛生協会の会員で養成教育の課程を修了し、協会長が委嘱した者を食品衛生指導員と称します。自主活動として、食中毒、食品事故等の未然防止、衛生水準の向上を図るため、営業施設に対する巡回指導、衛生知識の習得、食品衛生法の遵守、啓発活動や新規開業者に対する事前指導や相談業務を行います。

○食品衛生推進員

食品衛生法に基づき、県が食品衛生知識を特に習得した人の中から委嘱するもので、衛生水準の向上のために、飲食営業施設などの衛生管理方法や食品衛生に関する事項についての相談、指導、助言を行います。

○食品衛生責任者

「食品衛生法施行条例」で、営業施設に設置することが義務付けられている者で、調理師等の有資格者のほか講習会の課程を修了した者の中から任命され、施設及び食品取扱い等に関する衛生管理、従業員の教育訓練等を行います。

○食品衛生責任者再教育講習会

食品衛生責任者に対して食品衛生に係る最新の知識等自主管理に必要な事項を修得させるために開催している講習会です。

栃木県では、食品衛生責任者は、この講習会を3年に1回以上受講することが義務づけられています。

○食品添加物

食品の製造の過程で又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和等によって使用する物で、食品の品質や保存性の向上、着色、調味、酸化防止などのために添加します。食品衛生法により、厚生労働大臣が指定していない食品添加物の販売、製造、使用などが禁止されているほか、使用が認められている添加物について、規格、使用基準、表示の方法などが規定されています。

○食品表示ウォッチャー

JAS法等に基づく食品表示状況の監視と消費者の知識の向上を目的として、県が委嘱しています。

日常の買い物を通じて、食品表示状況を調査していただき、県は提供された情報に基づき調査や改善指導を実施しています。

○食品表示110番

食品表示の適正化を図るため、広く県民から食品表示についての情報提供を受けつけるホットラインです。

県経済流通課(028-623-2298)のほか、各農業振興事務所など9カ所に設置されています。

○人獣共通感染症のサーベイランス

人間と家畜の両方に感染する病気を人獣共通感染症といい、その予防等の対策を行うため、感染動向を定期的な検査等により監視することを言います。

【た】

○大量調理施設衛生管理マニュアル

集団給食施設等における食中毒を予防するために、HACCPの概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を示したマニュアルです。

【ち】

○地域農産物

地域内(最大で県内)で生産された農産物・水産物・特用林産物(きのこ等)及びこれらを原料として製造した農産加工品です。

○地産地消

地域で生産された農産物を当該地域で消費しようという取組です。

農産物直売所や農村レストラン、地域の農産物を使った学校給食、さらにはレストランやスーパー、ホテル等にも、こうした動きが広がっています。

【と】

○動物用医薬品

薬事法に基づく医薬品のうち、家畜(牛、豚、鶏等)や養殖魚に使用されるもので、抗生物質や一般薬などがあります。

薬事法により、医薬品ごとに使用対象動物、用法・用量及び使用禁止期間等が定められています。

○特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設です。

○とちぎ健康21協力店

県民の皆さんが外食する時に、自分にあった食事を選択したり、栄養や食生活に関する適切な情報が得られるよう、栄養成分表示、ヘルシーメニューの提供、とちぎ健康づくり応援券の発売、健康情報発信などに取り組む飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを「とちぎ健康21協力店」として登録し、県民の健康づくりを支援しています。

○栃木県食品衛生監視指導計画

食品衛生法並びにとちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画に基づき、県が行う年間の食品衛生監視指導内容を定めるものです。

本県における営業施設等への年間立入予定回数は、各業種ごとに危害度、過去の行政処分、指導状況、製造販売される食品の広域流通性、営業の特殊性を勘案して、監視指導の重要度により、次の5段階に分類しています。

○栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）

食品事業者の自主的な衛生管理の取組を評価し公表する制度です。

基本的な衛生管理を確実に実施する食品製造・販売施設を、次頁のHACCPシステムの考え方をもとに県が定めた基準により第三者機関が認証します。

○とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導・実践活動を通して、食育推進に協力してくれるボランティア（個人・団体・企業）のことです。

主な活動として、食生活改善・栄養健康管理分野や農林水産物の生産分野、食文化・郷土料理・地産地消分野等があります。

○とちぎの食育元気プラン

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年12月、栃木県食育推進計画である「とちぎ食育元気プラン」を策定しました。

この計画は、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を計画期間としています。

○とちぎの食材提供店

県内でとれた、おいしくて、安心な食材にとことんこだわった「とちぎの食材」を扱うお店を、(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定していましたが、現在は、「地産地消」を積極的に推進するお店を「とちぎの地産地消推進店」として認定しています。

○とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供しているお店や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を(社)とちぎ農産物マーケティング協会が認定しています。

○とちぎの特別栽培農産物（リンク・ティ）

化学合成農薬及び化学肥料(窒素成分)の使用量を通常の半分以下に減らした農産物を県が「とちぎの特別栽培農産物」として認証しています。

認証を受けた農産物には、「リンク・ティ」マークが貼付され、消費者に安心して信頼のおける農産物を提供しています。

○ドライシステム化とドライ運用

ドライシステムは、調理器具等から床に水を落とさない構造にすることで、床を常に乾いた状態にし、調理場の湿度を少なくすることで細菌の繁殖を防止し、跳ね水による二次汚染を防止するシステムです。

ドライ運用とは、ドライシステム化されていない従来型のウエットシステムの調理場を調理器具の改善や作業方法の工夫によってドライシステムと同様の効果が得られるような方法で運用することです。

○トレーサビリティシステム

トレース(Trace:足跡を追う)とアビリティ(Ability:できること)を合わせた言葉で、「追跡可能性」を意味します。食品の生産・流通経路及び所在等を記録・保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるようにする仕組みです。

【の】

○農薬管理指導士・ゴルフ場農薬適正使用士

農薬販売者及び農薬使用者やゴルフ場で農薬を使用する者等に対して、農薬に関する専門的な研修を実施し、その後に行う認定試験に合格した者を「農薬管理指導士」または「ゴルフ場農薬適正使用士」として認定しています。

「農薬管理指導士」「ゴルフ場農薬適正使用士」は、農薬の安全かつ適正な使用及び環境への負荷の軽減が図られるよう、指導的な役割を担っています。

○ノロウイルス

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因となるウイルスです。かつては、SRSVやノーウォーク様ウイルスと呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

酢ガキなどカキの生食により食中毒を起こす例があり、注意が必要です。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の予防のために重要です。

【は】

○HACCP（ハサップ）

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析及び重要管理点)

一般的にハサップといい、NASA(アメリカ航空宇宙局)で考案された食品の製造工程管理の手法です。原材料の仕入れから出荷までの各工程において、危害防止につながるポイントを重点的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保するシステムです。

【ひ】

○BSE

BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy:牛海綿状脳症)

牛の病気で、感染した牛の脳組織に空胞ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるため行動や運動に異常を示します。原因は、十分に解明されていませんが、プリオンというタンパク質が異常化したために発生すると考えられています。

【む】

○無承認無許可医薬品

医薬品は、そのものの品質、有効性及び安全性について国や県の審査を受け、承認及び許可を取得しなければ市場に流通させることはできません。これらの承認と許可を受けずに医薬品の成分を含有するもの、医薬品的な効能効果等を標ぼうして流通しているものを無承認無許可医薬品といいます。

【め】

○免疫賦活剤

動物や人が、病気の原因になる細菌やウイルスに接触したときに、体の中でそれを排除したり殺したりする機能(自然免疫)を活性化して抵抗力を増強させる物質のことです。

【や】

○薬剤耐性菌

薬剤(抗菌剤)に対し抵抗力を持ち、薬剤が効きにくくなった菌のことです。

薬剤耐性菌の出現は、薬剤の連用が原因となることから、これを防止するためには、薬剤を適正に使用しなければなりません。

【り】

○リスクコミュニケーション

「リスクコミュニケーション」とは、消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換しようというものです。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取(いわゆるパブリック・コメント)が双方向性のあるものですが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれています。

「リスクコミュニケーション」の定義は、リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換することです。リスク評価の結果およびリスク管理の決定事項の説明を含みます。